平成２６年（フ）第８７１５号
東京都杉並区西荻北３丁目24―20
債務者　菅原　　文
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９２２１号
東京都大田区大森南２丁目５―９―404
債務者　熊谷　房子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９２２２号
東京都大田区大森南２丁目５―９―404
債務者　熊谷　敏彦
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２４年（フ）第６９６号
静岡市駿河区登呂６丁目14番45号
破産者　堀川瀝青株式会社
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６９９号
札幌市白石区東札幌６条５丁目１番１号
破産者　株式会社ＩＮＳリンク
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６１号
千葉県印旛郡栄町須賀1957番地の１
破産者　浮嶋　貫二
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１５５８号
名古屋市中川区荒子１丁目160番地３
破産者　有限会社あまくさ
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７号
秋田市柳田字石神29番地１
破産者　株式会社コージン
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３６９号
金沢市問屋町１丁目16番地
破産者　糸生株式会社
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第９５号
三重県四日市市北浜田町１番23号
破産者　株式会社三重観光公社
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第９６号
最後の住所三重県四日市市北浜田町１番23号
破産者　亡前納融相続財産
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第６８号
群馬県藤岡市岡之郷1360番地１　マイトリーヒルＡ201号
破産者　塩谷　春奈
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第６２５号
埼玉県富士見市水谷２丁目４番地11　第５さくらビル301、前住所埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢377番地１　ハイラークみずほ台612号
破産者　佐藤　昭男
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５６５号
神奈川県小田原市寿町４丁目12番３号
破産者　内藤美紀子
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１４８号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上280番地の２杉菜社員寮101、前住所神奈川県小田原市中里９番地の１　鴨宮荘１号館17号
破産者　田邉　　浩
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１５５９号
名古屋市中川区豊成町１番３―1107号　豊成団地、開始決定時の住所名古屋市中川区豊成町１番　豊成団地１棟904号
破産者　大久保重夫
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目4450番地５、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市下福元町3855番地10
破産者　河野　浩徳
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係